

精神保健指定医の診察、措置入院及び移送業務等事務取扱要領

第1 趣 旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第22条から第26条の3の規定に基づく法第27条の精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察、法第29条の規定に基づく入院措置及び法第34条の規定に基づく移送制度までの取扱いを定めることにより、本市における適正な医療及び保護の確保と円滑な事務処理を図る。

第2 申請、通報、届出

1 保健福祉センター長は、法第22条（診察及び保護の申請）、第23条（警察官の通報）、第26条の2（精神病院の管理者の届出）、第26条の3（指定通院医療機関及び保護観察所長の通報）、法第34条（医療保護入院等のための移送）の規定に基づく通報書等を受けたときは、次の点に留意し、速やかにこころの健康増進センター相談援助課（以下「相談援助課」という。）へ電話又はFAXで連絡をする。

- (1) 「精神障害者等診察及び保護申請書」（別紙様式1）、警察官からの通報書、精神科病院管理者の届出書、「医療保護入院のための移送に関する申請書及び同意書」（別紙様式2）を受理し、收受印を押す。
- (2) 「精神障害者等診察及び保護申請書」、警察官からの通報書、精神科病院管理者の届出書、「医療保護入院のための移送に関する申請書及び同意書」の記載事項を確認する。
- (3) 警察官の通報において、FAX等での通報を受けたときは、後日原本での通報書を受理する。

なお、警察官の通報は原則として現に警察署に保護されている者とする。

- (4) 休日等に精神科救急情報センターから法第23条（警察官の通報）に関する連絡を受けたときは、発信警察署に連絡し・内容を確認の上受理する。

2 保健福祉センター長は、法第22条の申請、第23条の通報を受理したときは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〇条に関する事前調査票」（別紙様式3）、法第34条の申請を受理したときは、「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票」（別紙様式4）を作成する。記載に当たっては、「申請・通報の概要及び措置を要する症状の欄については措置を要すると判定した行為の期日、状態などを具体的に記入するとともに、必要に応じて本人、家族等から情報を得る。また、現在治療中の者については、かかりつけ医療機関の治療方針等についての情報を得る。

3 保健福祉センター長は、受理した精神障害者等診察及び保護申請書、警察官からの通報書、精神科病院管理者の届出書、移送に関する申請書等に事前調査票を添付し（精神科病院管理者の届出書については事前調査票を省くことができる。）、速やかに相談援助課へ送付する。

- 4 相談援助課長は、法第24条（検察官の通報）、第25条（保護観察所の長の通報）、第26条（矯正施設の長の通報）の規定に基づく通報を受けたときは通報書の内容を確認の上受理し、收受印を押す。
- 5 相談援助課長は、法第22条から第26条の3までの規定に基づく申請、通報又は届出のあった者について事前調査票を参考にし、若しくは調査（別紙様式3）を行い、法第27条第1項の規定による精神保健指定医の診察の要否について決定する。
- 6 相談援助課長は、調査の結果、精神保健指定医の診察を不要と認める場合は、その旨を通報者等に通知する。

第3 精神保健指定医の診察

- 1 相談援助課長は、法第22条から法第26条の3及び法第34条の規定に基づく申請、通報等のあった者について、法第27条第1項及び法第34条の規定による精神保健指定医の診察が必要であると認めたときは、精神保健指定医に依頼するとともに、診察場所、日時を決定し、当該職員を立ち合わせ診察を実施する。
- 2 診察のために移送が必要な場合は、「移送に際してのお知らせ」（別紙様式5）により告知のうえ、診察場所まで移送する。
- 3 精神保健指定医へは、文書で依頼する。
- 4 法第27条第3項の規定により、相談援助課の当該職員は診察に立会い、診察の実施の確認をする。
- 5 保健福祉センター長は、診察に当たり当該職員を立ち合わせる。
- 6 法第28条の規定により、「現に本人の保護の任に当たっている者」に対して診察の通知をする。
- 7 立会いをした相談援助課の当該職員は、診察の終了後、相談援助課長に診察の結果を報告する。
- 8 相談援助課長は、診察の結果を各関係機関へ通知する。

第4 入院措置

- 1 こころの健康増進センター所長は、法第27条の規定に基づく診察の結果、精神障害のため自傷他害のおそれがあると2名以上の精神保健指定医の意見が一致した場合、法第29条の規定により、その者の入院措置の可否を決定し、入院先病院を決定するとともに、病院までの移送を行うものとする。
- 2 入院先病院については、原則として診察を行った精神保健指定医の所属する病院以外とし、依頼に当たっては入院措置が決定した者の経過、症状等について連絡する。
- 3 入院措置が決定した者について、入院措置命令をするとともに、家族等、精神科病院管理者、関係機関へ通知する。

- 4 入院措置が決定した者について、「移送に際してのお知らせ」（別紙様式6）により移送告知を行い、速やかに入院先の病院に移送する。
- 5 診察した指定医から「措置入院のための移送に関する診察記録票及び移送記録票」（別紙様式7）を、受理する。
- 6 措置入院者に対しては、「措置入院決定のお知らせ」（別紙様式8）により入院の告知を行う。
- 7 移送完了後、「措置入院のための移送に関する診察記録票及び移送記録票」（別紙様式7）の移送記録欄に記入する。
- 8 「措置入院に関する診断書」（別紙様式9）に必要事項を記入のうえ、保健福祉センター提出用は保健福祉センターへ送付し、京都市提出用は相談援助課で保管する。
- 9 措置入院台帳を作成し、措置入院者の適正な医療及び保護に留意する。

第5 移送制度を利用した入院

- 1 こころの健康増進センター所長は法第34条の規定に基づく診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院医療が必要であるにもかかわらず本人の同意が得られない場合、家族等の同意がある時は、応急入院指定病院へ移送することができる。
- 2 相談援助課長は急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、法第34条の規定に基づく診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院医療が必要であるにもかかわらず本人の同意が得られない場合、応急入院指定病院へ応急入院のために移送することができる。
- 3 入院先病院については、原則として診察を行った精神保健指定医の所属する病院以外とし、依頼に当たっては入院が決定した者の経過、症状等について連絡する。
- 4 移送制度利用による入院が決定した者について、「移送に際してのお知らせ」（別紙様式6）により移送告知を行い、速やかに入院先の病院に移送する。
- 5 「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」（別紙様式10）に必要事項を記入のうえ、病院提出用は受入れ病院へ送付し、保健福祉センター提出用は保健福祉センターへ送付し、京都市提出用は相談援助課で保管する。
- 6 移送終了後は「医療保護入院及び応急入院のための移送記録票」（別紙様式11）に記入する。
- 7 受入れ病院から所轄の保健福祉センターに提出する医療保護入院者の入院届及び応急入院届の記載事項のうち、指定医が記載する項目については、移送に関する事前調査票、移送記録票及び診察記録票の添付に代えることができる。

第6 措置非該当の場合

- 1 措置非該当であって、移送制度を利用した入院が必要と判断される場合は、第5「移送制度を利用した入院」の手続きを行うこととする。この場合は、「医療保護入院及

び応急入院のための移送に関する診断書」(別紙様式12)に記入し第5-5項と同様の保管をする。

2 措置非該当であって、移送制度を利用した入院が必要でない場合は、保健福祉センター長は本人及び家族等の依頼により、医療受診に係る相談指導を行うこととし、相談援助課はこれに協力するものとする。

3 例外として次にあげる者の医療に係る相談は、相談援助課が取扱うこととし、その際の事務処理及び入院中、退院後の指導等については現在地を管轄する保健福祉センターが実施する。

(1) 法第24条の規定による通報(検察官通報)のうち、市内に居住地がない者。

(2) 法第26条通報の規定による通報(矯正施設の長の通報)のうち、帰住地のない者。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年9月24日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月8日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年12月1日から施行する

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する